

参考

関係法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成 17 年法律第 123 号)

第 5 条 (略)

2 ~ 9 (略)

10 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

11~29 (略)

(指定の取消し等)

第 50 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第 29 条第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一~二 (略)

三 指定障害福祉サービス事業者が、第 42 条第 3 項の規定に違反したと認められるとき。

四 (略)

五 指定障害福祉サービス事業者が、第 43 条第 2 項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六~十三 (略)

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

(平成 24 年 12 月 13 日条例第 136 号)

(管理者による管理等)

第 10 条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を管理する者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。

2 (略)

3 管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

4 (略)

5 管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。